平成２３年（フ）第２４号
福岡県大川市大字坂井647番地１
債務者　清松　和美
１　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６８号
北海道北斗市向野２丁目２番19号
債務者　宮城　　隆
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
函館市谷地頭町22番８号
債務者　村田まゆみ
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２号
愛知県岡崎市柿田町３番地７　ひまわり荘６、従前の住所愛知県岡崎市久右エ門町２番地　シティハイツ磯部102
債務者　河合　　勇
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
福島県いわき市小名浜下神白字三崎11番地の18
債務者　片寄　達也
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２１号
埼玉県草加市八幡町1322番地１　ヒロミ荘103号
債務者　荒木　　肇
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
埼玉県越谷市南町３丁目５番17号　ピュアハイツ102号
債務者　冨岡　　礼
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
埼玉県八潮市大字伊勢野236番地　レヴィール八潮1007号
債務者　山本　照代（旧姓物集女）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2826番地１
債務者　玉城　英作
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
愛知県岩倉市西市町西市４番地５　レオパレスＳＡＩＣＨＩ204、住民票上の住所岐阜県瑞浪市土岐町3161番地の２
債務者　竹之内聖子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１７３号
長崎県長崎市高丘１丁目９番21号
債務者　前田シヅヱ
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県草加市花栗３丁目４番13号　山口ハイツ１Ｆ、申立時の住所埼玉県草加市西町368番地２　メゾンエスコート102号
債務者　大平　一政
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
埼玉県吉川市吉川団地４番４号407
債務者　北住　守弘
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
埼玉県春日部市南５丁目６番26号
債務者　石崎　昭雄
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
住居所不定、前住所埼玉県越谷市大字増林598番地５
債務者　関根　秀樹
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番10―210号
債務者　北田　浩司
１　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係